

○三鷹市農業経営改善推進事業補助金交付要綱

令和7年5月20日

施行

三鷹市優良農地育成事業補助金交付要綱（平成4年4月1日施行）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この要綱は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「促進法」という。）第12条第1項の規定により認定を受けた農業経営改善計画（以下「農業経営改善計画」という。）及び促進法第14条の4第1項の規定により認定を受けた青年等就農計画（以下「青年等就農計画」という。）並びに三鷹市準認定農業者制度実施要綱（令和4年7月5日施行。以下「準認定農業者要綱」という。）第2条第1項の規定により認定を受けた準認定農業経営改善計画（以下「準認定農業経営改善計画」という。）の推進等に当たって、生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項の規定により定められた生産緑地地区内又は同法第10条の2の規定により指定を受けた特定生産緑地内の農地（次条において「対象農地」という。）を所有する農業者が行う農業施設設備等の導入、更新等の事業に要する経費の一部を補助することにより、市内農家の農業経営改善を推進し、都市に調和した持続的な農業経営を図ることを目的とする。

（補助対象者）

第2条 補助金の交付対象とする者は、市内に住所を有し、市内に対象農地を所有している者（以下「生緑所有者」という。）とする。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付対象とする事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる事業とする。

- (1) 農機具及び運搬機具（耕運機、トラクター、貨物自動車等）の導入又は更新
- (2) 農業用施設（温室、ビニールハウス、農舎、灌水施設等）の導入又は更新
- (3) 出荷・販売施設（保冷库、販売所等）の導入又は更新
- (4) 生産資材（ただし、肥料、農薬、種苗等を除く。）の購入

(5) 自然災害により被災した農業施設の撤去（国等の補助がない場合又は補助対象とならない場合に限る。）

(6) その他市長が必要と認める事業

（補助対象経費）

第4条 補助金の交付対象とする経費は、補助対象事業に要する経費（以下「補助対象経費」という。）とする。ただし、消費税及び地方消費税相当額は補助対象としない。

（補助金の交付額）

第5条 補助金の交付額は、生縁所有者のうち、農業経営改善計画の認定（促進法第13条第1項の規定による変更の認定を含む。）を受けた認定農業者及び青年等就農計画の認定（促進法第14条の5の規定による変更の認定を含む。）を受けた認定就農者並びに準認定農業経営改善計画の認定（準認定農業者要綱第6条第2項の規定による認定又は準認定農業者要綱第8条第1項の規定による変更の認定をいう。）を受けた準認定農業者（以下「認定農業者等」という。）は前条の補助対象経費の2分の1の額、認定農業者等以外の者（以下「一般農業者」という。）は3分の1の額とする。

2 前項に規定する認定農業者等は、当該補助金を受けようとする年度を通して、農業経営改善計画若しくは青年等就農計画又は準認定農業経営改善計画（以下「認定計画」という。）の認定を受けている者とする。

3 補助金の交付額は、第1項の規定するもののほか、次の各号に掲げる事業区分に応じ、当該各号に定める額を上限とする。

(1) 認定農業者等が認定計画に基づき行う事業 90万円

(2) 認定農業者等が行う事業 60万円

(3) 一般農業者が行う事業 30万円

4 補助金の交付額は、毎年度市長が予算の範囲内で定める額とする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三鷹市農業経営改善推進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 見積書
 - (2) カタログ（車両、機具等を購入する場合）
 - (3) 設計図（物置、ビニールハウス等の工事を行う場合）
 - (4) 第3条第1項第1号、第2号及び第3号に掲げる更新に伴う撤去を含む事業にあつては、撤去前の状況が分かる写真等の資料及び書類
 - (5) 事業を行う場所が分かる案内図、配置図等
 - (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、この要綱による補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度は、交付の申請をすることができないものとする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、前条第3項第1号に掲げる事業区分の申請は、同一の認定計画の期間内に1回限りとする。

（補助金の交付決定）

- 第7条 市長は、補助金の交付の申請があつた場合は、当該申請に係る書類等（以下「申請書類」という。）の内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、速やかに補助金の交付の決定をしなければならない。
- 2 前項の補助金の交付の決定に通常要すべき標準的な期間は、全ての申請書類の提出後14日とする。
- 3 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、三鷹市農業経営改善推進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により、申請をした者に通知し、交付しないことに決定したときは、理由を付してその旨通知しなければならない。
- 4 市長は、補助金の交付の決定に当たって、補助金の交付の目的を達成するため、必要な条件を付することができる。

（計画変更の承認等）

- 第8条 補助金の交付の決定を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、補助対象事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ三鷹市農業経営改善推進事業計画変更承認申請書（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- 2 前項の規定は、補助決定者が補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合について準用する。

（事故報告）

第9条 補助決定者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかにその理由その他必要な事項を市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 補助決定者は、補助対象事業が完了したとき、又は補助金の決定に係る会計年度が終了したときは、三鷹市農業経営改善推進事業補助金実績報告書（様式第4号。以下「実績報告書」という。）に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業の成果及び収支決算書
- (2) 補助対象事業の完了写真
- (3) 領収書（写）
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 補助決定者は、補助対象事業に係る領収書等を当該補助金の交付の決定に係る会計年度の終了後5年間保存しなければならない。

(補助金額の確定)

第11条 市長は、補助決定者から実績報告書の提出があった場合は、当該実績報告書に係る書類等（以下「実績報告書類」という。）を審査し、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、速やかに補助金の額の確定をしなければならない。

2 前項の補助金の額の確定に通常要すべき標準的な期間は、全ての実績報告書類の提出後14日とする。

3 市長は、補助金の額の確定をしたときは、三鷹市農業経営改善推進事業補助金確定通知書（様式第5号。以下「補助金確定通知書」という。）により、補助決定者に通知しなければならない。

(補助金の請求及び受領)

第12条 補助決定者は、補助金確定通知書を受領後、市長に請求書を提出し、補助金の交付を受けるものとする。

(調査等)

第13条 市長は、補助金に関し必要があると認めるときは、補助決定者に対し報告

を求め、文書を提出させ、又は実地に調査を行うことができる。

(交付決定の取消し等)

第14条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を当該補助対象事業以外の用途に使用したとき。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付の条件又はこの要綱に違反したとき。
- 2 市長は、当該補助事業の年度内に、補助決定者が認定農業者等でなくなったときは、一般農業者が受けるべき補助金の額を超える部分に関する交付決定を取り消すことができる。
- 3 市長は、前2項の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助対象事業の当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずることができる。

(委任等)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年5月20日から施行する。

様式 略